

## 公告

平成20年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成19年11月1日

長野県教育委員会

## 1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員		志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	産業工芸科 被服科	
松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田820 電話 0263-58-3094	幼稚部		(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者 (2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	〃	〃	
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	〃	〃	
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	〃	〃	
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	〃	〃	
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	〃	〃	
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	〃	〃	
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	〃	〃	
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見11623-1 電話 0266-62-5600	〃	〃	

木曾養護学校 木曾郡木曾町福島1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに措置されている者に限ります。)。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業したもの(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)に限り、 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 平成20年3月に花田養護学校の中学部を卒業する見込みの者で、(1)のア又はイに該当するもの
稲荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限り、 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者 ア 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度の者 イ 知的発達に遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成20年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限り、
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者

## 2 志願及び選考の方法

学校名	志 願			選 考		
	受付期間	志 願 書 類	場所	方 法	期 日	場所
長野盲学校 松本盲学校	平成19年12月3日(月)から平成20年2月15日(金)まで	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるものとします。) (3) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断します。	学力検査 平成20年2月29日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成20年2月1日(金)から同月28日(木)まで。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成19年12月3日(月)から同月21日(金)までとします。				学力検査 平成20年3月11日(火)ただし、専攻科デザイン工学科については、平成20年1月25日(金)とします。 面接 学校長が別に定める日	

長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校	平成19年12月3日(月)から同月20日(木)まで			学力検査 平成20年1月18日(金) 面接 学校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成20年2月13日(水)から同月26日(火)まで	上記(1)から(4)までに掲げる書類及び若槻養護学校においては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台養護学校においては独立行政法人国立病院機構中信松本病院の診断書		学力検査 平成20年3月11日(火) 面接 学校長が別に定める日	

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成20年3月21日(金)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

特別支援教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月1日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

柳澤秀樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

千曲川流域下水道事業汚泥処分業務委託(長野市真島3-2) 650トン(予定数量)

(2) 役務の特質

脱水汚泥のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成20年1月7日から平成20年3月10日まで

(4) 処分汚泥発生場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼成)の許可を受けた者であること。

- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年11月1日から平成19年11月8日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月21日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
 ア 日時 平成19年11月20日 午後5時(必着)  
 イ 場所 郵便番号 380-0917  
 長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
 長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項  
 この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
 政令第167条の第7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
 必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月1日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

柳澤秀樹

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
 発動発電機及び付属品
- (2) 物品等の特質  
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
 平成20年2月29日
- (4) 納入場所  
 長野市真島町川合1060-1  
 千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
- (5) 入札方法  
 価格の総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間  
 平成19年11月1日から平成19年11月12日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先  
 長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
 長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課  
 電話 026(224)3652

### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成19年11月15日(木) 午前10時  
 イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301号会議室
- (3) 郵送入札の可否  
 郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
 必要とします。
- (8) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課